

【収入に関する証明書の見本】〈大阪市の例〉

〈参考〉 申込資格にあたっての算式

市町村民税の課税標準額(A) × 6% - 市町村民税の調整控除の額(B)

別紙③

○市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

見本A

総所得	
山井所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

Ⓐ課税標準額

税額控除前所得割額	④
税額控除額	⑤
所得割額	⑥
均等割額	⑦

※注意※
『特別徴収税額の決定・変更通知書』の場合、「調整控除額」は、「税額控除額」に含まれた形で記載されます。
このため、調整控除以外に何らかの税額控除が適用されている場合は、「調整控除額」の記載がある『課税証明書』の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

○市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

見本B

Ⓐ課税標準額

課税標準額(課税所得金額)	
特別控除額	
総所得金額	
短期譲渡	
長期譲渡	
株式等	
上場株式等の配当等	
先物取引	
山井所得	
通算所得割額の合計	①

調整控除額	
配当控除額	
住宅借入金等特別控除額	
寄附金控除額	
外国税額控除額	
配当割額・株式等譲渡所得割額	
合計所得割額(①-⑧)	⑨
均等割額	⑩
年税額(⑨+⑩)	⑪

○市民税・府民税証明書

見本C

※注意※
必ず、『課税標準額』、『調整控除額』が表示された証明書を提出してください。

課税標準額(計)	
等割額	
税額	
年税額	

Ⓐ課税標準額

Ⓑ調整控除額

調整控除	市民税	府民税
配当控除		
住宅借入金等特別控除		